

市民税・都民税申告の手びき

市民税・都民税の申告書はこの手びきを参考に記入のうえ、申告期限までにご提出ください（郵送可）。

申告しなければならない方

1. 令和3年1月1日現在、小金井市に居住している方（所得の有無は問いません。）

ただし、次の方は除きます。

- (1) 税務署に確定申告をした（する）方
 - (2) 給与収入のみの方で、勤務先から小金井市に給与支払報告書が提出されている方（※）
（原則、勤務先に給与支払報告書の提出義務があります。）
 - (3) 公的年金収入のみの方で、年金の給付元から小金井市に公的年金等支払報告書が提出されている方（※）
 - (4) 年末調整などで、小金井市に居住している方（世帯主等）の扶養親族として申告されている方
- ※医療費や社会保険料などの諸控除を受けようとする方は申告してください。

◎令和2年中に所得がなかった方も申告してください（非課税証明書、国民健康保険税などの資料として必要です。）。

2. 令和3年1月1日現在、小金井市内に居住していない方で、市内に家屋敷又は事務所・事業所を持っている方

(単身赴任等の事情により他自治体や国外に居住する方の家族が小金井市内に居住している場合、均等割(家屋敷)課税の対象となりますので申告してください。)

- 【ご注意】 1. 給与及び公的年金所得者で、所得税の確定申告が必要ない場合であっても、給与・公的年金所得以外の所得があった方などは、市民税・都民税の申告が必要です。
2. 市民税・都民税の申告書を提出した方は、国民健康保険税、事業税の申告書が提出されたものとみなされます。

●申告の内容

市民税・都民税は前年の所得に対して課税されますので、令和２年中（１月１日～１２月３１日）の所得・控除等を記入してください。

●申告に必要なもの

1. **マイナンバー（個人番号）及び本人確認ができるもの（次のア、イのいずれか）**
 ア. マイナンバー（個人番号）カード イ. 本人確認のできるもの（※1）と通知カード（※2）
- ※1 本人確認のできるものは、公的機関の発行した顔写真付きのもの（運転免許証等）であれば1点、顔写真がついていないもの（健康保険証、介護保険証、年金手帳等）であれば2点必要です。なお、郵送の際に健康保険証の写しを添付する場合は、被保険者等記号・番号をマスキングしてご提出ください。
- ※2 通知カードは、記載事項（住所、氏名、生年月日、性別、個人番号）が住民票の記載事項と一致している場合に限り、マイナンバーを確認する書類として使用できます。
2. 申告書及び印鑑
3. 令和2年中の所得の証明書
 （源泉徴収票・収支明細書・その他帳簿など）
4. 社会保険料の支払証明書
5. 生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料等の控除証明書
6. **医療費控除を受ける方は以下の書類（右記もご確認ください。）**
- A 医療費控除を受ける方
 明細書
- B セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を受ける方
 ア. **申告者本人**が令和2年中に健康診査、予防接種、特定健康診査、がん検診、定期健康診断を受けたことを明らかにする書類
 イ. 明細書
7. 障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳など
8. 配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の令和2年中の所得を確認できるもの
9. 国外に居住する親族を扶養控除の対象とする方は、親族関係書類（次のア、イのいずれか）と送金関係書類（外国送金依頼書の控え等）とその訳文
 ア. 戸籍の附票の写し等と国外居住親族の旅券（パスポート）の写し
 イ. 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるもの）とその訳文
10. 勤労学生控除を受ける方は、学生証等
- ※ 源泉徴収票・証明書等は、市民税・都民税申告書の裏面に貼ってください。

次の方は税務署に確定申告を

所得税を納める必要のある方や、源泉徴収された所得税の還付を受けられる方は、確定申告をしてください。

- ・給与所得がある場合
 ・給与の年間収入金額が2,000万円を超える方
 ・給与を1か所から受けていて、各種の所得金額（給与所得・退職所得を除く。）の合計額が20万円を超える方
 ・給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得・退職所得を除く。）との合計額が20万円を超える方
 ・医療費控除などにより所得税の還付を受けようとする方 など
- 年金所得者に係る確定申告不要制度について
 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合に、所得税の確定申告をする必要はありません。なお、源泉徴収の対象とならない公的年金等（外国で支払われる年金）については、この制度の対象外となりますので、ご注意ください。
- ※ この場合であっても、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができ、詳しくは税務署にお問合せください。 武蔵野税務署 ☎0422-53-1311（代表）

◎市民税・都民税の計算のしかた

所得金額の合計	－	所得控除額	=	課税標準額	×	所得割税率	⇒	所得割額	－	税額控除等	=	均等割額	+	年税額
										◆調整控除（表１） ◆配当控除（表２） ◆住宅ローン控除 ◆寄附金税額控除（表３） ◆外国税額控除 ◆配当割額・株式等譲渡所得割額の控除（表４）				

(表1) 調整控除

所得税と市民税・都民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、前年の合計所得金額が2,500万円以下の場合は、個人市民税・都民税の所得割から次の額を減額する。
①個人市民税・都民税の課税所得金額が200万円以下の場合
AとBのいずれか小さい額の5% A 所得税と市民税・都民税の人的控除の差の合計額（以下、人的控除の差） B 個人市民税・都民税の課税所得金額
②個人市民税・都民税の課税所得金額が200万円超の場合
〔人的控除の差の合計額－（個人市民税・都民税の課税所得金額－200万円）〕の5% ただし、この額が2,500円未満の時は2,500円とする。
※ 個人市民税・都民税の課税所得金額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計とする。

◎給与所得金額の求め方

令和2年中の給与収入金額の合計額(A)	給 与 所 得 金 額
550,999円以下	0円
551,000円～ 1,618,999円	A－550,000円
1,619,000円～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～ 1,627,999円	1,074,000円
※ 1,628,000円～ 1,799,999円	A×60%+100,000円
※ 1,800,000円～ 3,599,999円	A×70%－80,000円
※ 3,600,000円～ 6,599,999円	A×80%－440,000円
6,600,000円～ 8,499,999円	A×90%－1,100,000円
8,500,000円以上	A－1,950,000円

- ※ 1,628,000円～6,599,999円までの収入については、
〔(収入金額÷4,000円)【少数点以下切り捨て】×4,000円〕の端数処理後を入
入金額として計算する。
- ※ 給与収入金額が850万円を超え、下記のアからウのいずれかに該当する場合、
給与所得から下記の式で計算した額を控除する。
- ア 本人が特別障害者
イ 23歳未満の扶養親族を有する
ウ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは、扶養親族を有する
- (☆)所得金額調整控除額＝(A(上限1,000万円)－850万円)×10%
- 適用を受ける場合は、申告書裏面「15 所得金額調整控除に関する事項」に必要事項を記入してくだ
さい。

◎公的年金等に係る所得金額の求め方

受給者の年齢		令和2年中の公的年金等の収入金額の合計額(B)	公的年金等所得金額		
			公的年金等の雑所得以外の合計所得金額が		
			1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上の方	以前に生まれた方 (昭和三十一年一月一日以前に生まれた方)	3,299,999円以下	B-1,100,000円	B-1,000,000円	B-900,000円
		3,300,000円～4,099,999円	B×75%-275,000円	B×75%-175,000円	B×75%-75,000円
		4,100,000円～7,699,999円	B×85%-685,000円	B×85%-585,000円	B×85%-485,000円
		7,700,000円～9,999,999円	B×95%-1,455,000円	B×95%-1,355,000円	B×95%-1,255,000円
		10,000,000円以上	B-1,955,000円	B-1,855,000円	B-1,755,000円
65歳未満の方	以後に生まれた方 (昭和三十一年一月一日以後に生まれた方)	1,299,999円以下	B-600,000円	B-500,000円	B-400,000円
		1,300,000円～4,099,999円	B×75%-275,000円	B×75%-175,000円	B×75%-75,000円
		4,100,000円～7,699,999円	B×85%-685,000円	B×85%-585,000円	B×85%-485,000円
		7,700,000円～9,999,999円	B×95%-1,455,000円	B×95%-1,355,000円	B×95%-1,255,000円
		10,000,000円以上	B-1,955,000円	B-1,855,000円	B-1,755,000円

- ※ 給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方があり、その合計額が10万円を超える場合、給与所得から下記の式で計算した額を控除する。また、上記「◎給与所得金額の求め方」の(☆)の控除がある場合は(☆)の控除後の金額から控除する。
- 所得金額調整控除額＝〔給与所得控除後の金額(上限10万円)＋公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円)〕－10万円

◎所得割の税率 ◎均等割額

区分	税 率	区分	金 額
市民税	6 %	市民税	3,500円
都民税	4 %	都民税	1,500円

(表2) 配当控除

課税標準額	市民税	都民税
1,000万円以下	配当所得×1.6%	配当所得×1.2%
1,000万円超の部分	配当所得×0.8%	配当所得×0.6%

(表3) 寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金等を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の市民税は6%、都民税は4%に相当する金額を控除する。

1. 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
2. 東京都共同募金会又は日本赤十字社東京支部に対する寄附金
3. 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として東京都又は小金井市の条例で定めるもの
4. 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として東京都又は小金井市の条例で定めるもの
5. 新型コロナウイルス感染症に関する自粛要請等を受け中止となった文化芸術・スポーツイベントのうち、東京都及び小金井市の条例で定めるもので、チケット代（上限20万円）の払い戻しを受けなかったもの

ただし、1.の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じ右欄の割合を乗じて得た額の市民税は5分3、都民税は5分2に相当する金額をさらに加算した金額（所得額の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）を控除する。

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割 合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円を超え330万円以下	79.79%
330万円を超え695万円以下	69.58%
695万円を超え900万円以下	66.517%
900万円を超え1,800万円以下	56.307%
1,800万円を超え4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

(表4) 配当割額・株式等譲渡所得割額の控除

	市民税	都民税
配当割額又は 株式等譲渡所得割額	3/5を控除	2/5を控除

- 配当割額・株式等譲渡所得割額
： 配当所得・株式等譲渡所得のうち「特定配当所得」・「特定株式等譲渡所得」（上場株式及び特定口座での源泉徴収有りを選択したもの）で前年中に源泉徴収された市民税・都民税額

◎分離課税の税率

区 分			市民税	都民税
短期譲渡所得	一 般		5.4%	3.6%
	軽 課		3%	2%
長期譲渡所得	一 般		3%	2%
	優良住宅等	2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
		2,000万円を超える部分	3%	2%
	居住用財産	6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
		6,000万円を超える部分	3%	2%
一般株式等の譲渡所得			3%	2%
上場株式等の譲渡所得				
上場株式等の配当所得				
先物取引による所得				

◎非課稅基準

- A. 均等割と所得割が非課税になる方**
- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
 - 障害者・未成年者・ひとり親又は寡婦で前年の合計所得金額が135万円以下の方
 - 前年の合計所得金額が、次の①又は②の方
 - 本人のみ……45万円以下
 - 扶養親族がいる場合
 …… $(35\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養人数}) + 10\text{万円} + 21\text{万円})$ 以下

1. 前年の総所得金額等の合計が、次の①又は②の方
- ①本人のみ……45万円以下
- ②扶養親族がいる場合
…〔35万円×(本人+扶養人数)+10万円+32万円〕以下

- ▼合計所得金額
：市民税・都民税の均等割・所得割の対象となる損益通算後の各種所得金額の合計（純損失・雑損失の繰越控除前の各種所得金額の合計）
- ▼総所得金額等
：合計所得金額から純損失・雑損失の繰越控除を差引いた後の金額

※地方税法等の改正があった場合、内容が変わることがありますのでご承知おきください。

